

## 函館市軽自動車税納税証明書の有効期限に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、軽自動車税納税証明書（継続検査用）（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第97条の2第1項に規定する書面をいう。以下「納税証明書」という。）の有効期限に関し必要な事項を定めるものとする。

(有効期限)

第2条 納税証明書の有効期限は、納税証明書の交付後最初に到来する納期限の前日とする。ただし、口座振替により納付された軽自動車税に係る納税証明書の有効期限については、当該有効期限が属する年の6月15日まで延長することができる。

附 則

この要綱は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。